

(証券コード 9376)

2021年12月7日

株 主 各 位

東京都千代田区平河町二丁目7番4号
株 式 会 社 ユーラシア旅行社
代表取締役 井 上 利 男

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記要領により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、2021年12月23日（木曜日）午後4時までに到着しますようご返送いただきたくお願い申し上げます。また本総会は、新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を引き続き図るため、会場の座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。そのため、当日ご来場いただきましてもご入場できない場合がございます。

ご不便をお掛けいたしますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目7番4号
砂防会館別館 3階会議室 立山
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第36期（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議 案 取締役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<https://www.eurasia.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(提供書面)

## 事業報告

( 自 2020年10月1日 )  
( 至 2021年9月30日 )

### 1. 会社の現況

#### (1) 事業の経過及び成果

当期の我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済社会活動が大きく制限される状況が続きました。一部業種では回復が見られる一方、緊急事態宣言の発令される期間が長期に及び多くの業種で回復に時間を要しております。

当社におきましては、新型コロナウイルスの世界での感染拡大の影響から一年を通じて海外旅行の催行が困難な環境下にありました。国内旅行では、2020年秋には、政府のGoToトラベルキャンペーンにより一時的に活況を呈しましたが、その後は再度の緊急事態宣言の発令等により事業年度末まで厳しい状況に終始しました。

その結果、当期の営業収益は224百万円（前期比9.6%）、経常損失は153百万円（前期は76百万円）、当期純損失が153百万円（前期は66百万円）となりました。

#### (2) 設備投資の状況

特記すべき重要な事項はありません。

#### (3) 資金調達の状況

特記すべき重要な事項はありません。なお、当期におきましては、増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

当社におきましては、新型コロナウイルス感染拡大を受け、2020年3月25日付で外務省より、全世界に対しての危険情報「レベル2（不要不急の渡航はやめて下さい。）」の発出がなされて以降、日本からの海外旅行の催行が事実上不可能な状況が続いております。その結果、営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが2期連続となっており、外務省の海外感染症情報のレベル引き下げ及び帰国時の隔離措置の撤廃時期によっては当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、かかる状況に対応するため、営業時間の短縮、一部業務の休業、雇用調整助成金等の公的制度の活用、役員報酬総額の削減、給与の一部見直し、広告費の抑制などによる販売費及び一般管理費の削減を前事業年度から継続して実施しております。加えて、従来主力事業の位置づけになかった国内旅行部門での収益確保のために一部社内資源の投下も継続しております。

これらの対応策により、当社の資金繰りに関しましては、少なくとも当事業年度末の翌日から12か月間の事業継続に必要な水準を確保しております。

加えて、当事業年度末の現金及び預金残高から旅行前受金残高を控除して1,406百万円の残高となる一方、当事業年度の販売費及び一般管理費の総額は405百万円であり、借入金残高もないことから、当面の資金繰りについては問題ないと考えております。

以上より、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

このような環境下ではありますが、引き続き顧客との緊密なコミュニケーションに努め、知的好奇心や精神的喜びに応える旅づくりを通じて上質なサービスを提供し続けるよう努めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分                            | 第33期<br>(2018年9月期) | 第34期<br>(2019年9月期) | 第35期<br>(2020年9月期) | 第36期(当期)<br>(2021年9月期) |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| 営 業 収 益                        | 5,416,091          | 5,727,590          | 2,347,587          | 224,355                |
| 経 常 利 益 又<br>は 経 常 損 失 (△)     | 9,185              | 169,440            | △76,600            | △153,432               |
| 当 期 純 利 益 又<br>は 当 期 純 損 失 (△) | 6,356              | 130,889            | △66,064            | △153,722               |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失(△)       | 1.72円              | 35.47円             | △17.90円            | △41.66円                |
| 総 資 産                          | 3,242,028          | 3,342,272          | 2,135,702          | 1,980,127              |
| 純 資 産                          | 2,010,603          | 2,045,996          | 1,939,194          | 1,785,619              |
| 1株当たり純資産額                      | 544.88円            | 554.47円            | 525.53円            | 483.91円                |

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。

## (6) 重要な子会社の状況

## ① 重要な子会社の状況

| 会 社 名        | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|--------------|-------|----------|---------------|
| (株)ユーラシアサービス | 30百万円 | 100%     | 派 遣 業         |

## ② 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記会社で、当連結会計年度の営業収益は224百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は124百万円であります。

## (7) 主要な事業内容 (2021年9月30日現在)

海外旅行の企画・手配・販売  
損害保険の代理店業務

## (8) 主要な事業所 (2021年9月30日現在)

本社 東京都千代田区平河町二丁目7番4号

## (9) 使用人の状況 (2021年9月30日現在)

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 37名     | 8名減       | 42.1歳   | 16.6年       |

## (10) 主要な借入先の状況 (2021年9月30日現在)

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況（2021年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 14,760,000株
- ② 発行済株式の総数 3,690,000株
- ③ 株主数 1,969名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名          | 持株数        | 持株比率  |
|--------------|------------|-------|
| 井上利男         | 1,949,100株 | 52.8% |
| (有) ホワイトサクセス | 414,000    | 11.2  |
| 佐伯剛          | 75,700     | 2.1   |
| (株) 広美       | 36,000     | 1.0   |
| 井上勝仁         | 36,000     | 1.0   |
| 宮田麻志         | 33,000     | 0.9   |
| 川畑宏          | 27,000     | 0.7   |
| 出口桂太郎        | 26,600     | 0.7   |
| 宇田肇          | 26,500     | 0.7   |
| 田中剛          | 23,900     | 0.6   |

（注）持株比率は自己株式（26株）を控除して計算しております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（2021年9月30日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況              |
|-----------|---------|---------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 井 上 利 男 |                           |
| 取 締 役     | 杉 浦 康 晴 | 管理部長                      |
| 取 締 役     | 河 井 良 成 | 株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズ代表取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 高 橋 淑 夫 |                           |
| 監 査 役     | 加 藤 純 二 | 弁護士                       |
| 監 査 役     | 田 鍋 晋 二 | 公認会計士                     |

- (注) 1. 取締役河井良成氏は、社外取締役であります。兼職先と当社との間には特別な関係はありません。同氏は、当社の子会社である株式会社ユーラシアサービスの非業務執行取締役であります。
2. 監査役高橋淑夫氏、加藤純二氏及び田鍋晋二氏は社外監査役であります。
3. 社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、その独立性を担保するため、東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」における独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。社外取締役河井良成氏並びに社外監査役高橋淑夫氏、加藤純二氏及び田鍋晋二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立委員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 監査役田鍋晋二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役加藤純二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、または重要な取引関係はありませんが、社外取締役河井良成氏は3,000株、社外監査役高橋淑夫氏は9,000株、社外監査役加藤純二氏は9,000株当社株式を保有しております。

### ② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### 1 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針に関する事項

取締役及び監査役の報酬は、基本報酬である固定報酬のみであります。

各取締役の報酬については、取締役会の委任を受けた代表取締役が、株主総会で決議された報酬総額の最高限度額の範囲内で、経営環境、経営状況、業績、財務状況、各人の貢献度等を総合的に勘案し、当事業年度の報酬額を決定しております。

各監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の最高限度額の範囲内で、監査役の協議により、各人の貢献度を考慮し決定しております。

## 2 取締役会及び監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1999年12月31日開催の第14回定時株主総会において、年額500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名であります。

監査役の金銭報酬の額は、1999年12月31日開催の第14回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。

## 3 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任を受けた代表取締役井上利男が、取締役の個人別の報酬額を決定しております。

その権限の内容は、経営環境、経営状況、業績、財務状況、各人の貢献度等を総合的に勘案し、株主総会で決議された報酬総額の最高限度額の範囲内において、取締役の個人別の報酬を決定するものであります。

これらの権限を委任した理由は、取締役各人の貢献度を総合的に判断できるものは代表取締役に限られるためであります。

取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役による取締役の個人別の報酬等の内容の決定が、取締役会の委任の趣旨に合致することを監督する等の措置を講じております。当該手続を経て取締役の個人別の報酬が決定されていることから、取締役会は、個人別の報酬の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### ③ 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分             | 報 酬 等 の 総 額         | 対象となる役員の員数    |
|-----------------|---------------------|---------------|
| 取 締 役           | 1 8 百万円             | 3 名           |
| 監 査 役           | 6 百万円               | 3 名           |
| 合 計<br>(うち社外役員) | 2 4 百万円<br>( 6 百万円) | 6 名<br>( 4 名) |

(注) 役員報酬は基本報酬である固定報酬のみであり、その他の種類の報酬は支給していません。

④ 社外役員に関する事項

1. 主な活動状況

| 社外取締役 | 取締役会出席状況 | 主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                |
|-------|----------|------------------------------------------------------------------------|
| 河井良成  | 14回中14回  | 金融業界及び会社経営で培われた見識をもって、経営の客観性や独立性確保のために独立した立場から取締役会において適宜助言、提言を行っております。 |

| 社外監査役 | 出席状況                         | 主な活動状況                                                                         |
|-------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 高橋淑夫  | 取締役会 14回中14回<br>監査役会 16回中16回 | 大学教授として培った深い見識をもって、取締役会において適法性、適切性、妥当性について発言し、また独立した立場から、中立的な監査を実施していただいております。 |
| 加藤純二  | 取締役会 14回中14回<br>監査役会 16回中16回 | 弁護士としての専門的見地から、取締役会において適法性、適切性、妥当性について発言し、また独立した立場から、中立的な監査を実施していただいております。     |
| 田鍋晋二  | 取締役会 14回中14回<br>監査役会 16回中16回 | 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において適法性、適切性、妥当性について発言し、また独立した立場から、中立的な監査を実施していただいております。   |

2. 重要な兼職先と当社との関係

「①取締役及び監査役の状況」に記載の通りであります。

### 3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 三優監査法人

(2) 報酬等の額 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 10百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容を吟味・検討し、報酬見積りの適切性・妥当性を検討した上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の支払対価の業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### 4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

当社は、職務分掌や職務権限に関する規程をはじめとする各種規程を整備しており、職位に応じた権限と責任の下に業務を遂行することで内部統制を図っております。

当社の取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制として、毎月1回の定時取締役会の開催を行っています。

各取締役は、担当業務に関するリスク管理の責任を負い、適切にこれを管理するとともに、取締役会において報告・情報交換を行っています。

監査役は、取締役会への出席を行うとともに、経営の透明性と監査機能の向上のために、取締役と定期的に意見交換を行っています。会計監査人とのあいだでは、意見交換・情報交換を通じて連携を図っています。

当社は、反社会的勢力・団体に対しては、一切関係をもたないことを企業意思として統一しております。形態を問わず取引関係を有しないこととしており、対応統括部署は管理部と定め、必要に応じて弁護士ならびに所轄警察署等の外部専門機関と連携して対応を図ることとしております。

当事業年度の取組みにつきましては、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」が適切に運用されていることを確認しております。

## 貸 借 対 照 表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部     |           | 負 債 の 部         |           |
|-------------|-----------|-----------------|-----------|
| 流 動 資 産     | 1,530,134 | 流 動 負 債         | 104,237   |
| 現金及び預金      | 1,484,922 | 営業未払金           | 8,293     |
| 営業未収入金      | 5,078     | 未 払 金           | 8,790     |
| 旅行前払金       | 5,800     | 未 払 費 用         | 6,332     |
| 前 払 費 用     | 6,200     | 未 払 法 人 税 等     | 1,070     |
| そ の 他       | 28,141    | 旅 行 前 受 金       | 78,362    |
| 貸 倒 引 当 金   | △10       | 預 り 金           | 1,388     |
| 固 定 資 産     | 449,992   | 固 定 負 債         | 90,269    |
| 有 形 固 定 資 産 | 925       | 退 職 給 付 引 当 金   | 90,269    |
| 建 物         | 51        | 負 債 合 計         | 194,507   |
| 器 具 備 品     | 874       | 純 資 産 の 部       |           |
| 無 形 固 定 資 産 | 14,707    | 株 主 資 本         | 1,785,890 |
| 電 話 加 入 権   | 2,862     | 資 本 金           | 312,000   |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 11,845    | 資 本 剰 余 金       | 175,600   |
| 投資その他の資産    | 434,358   | 資 本 準 備 金       | 175,600   |
| 投 資 有 価 証 券 | 205,789   | 利 益 剰 余 金       | 1,298,310 |
| 関 係 会 社 株 式 | 30,000    | 利 益 準 備 金       | 1,435     |
| 敷 金 保 証 金   | 81,718    | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 1,296,875 |
| 保 険 積 立 金   | 116,850   | 自 己 株 式         | △19       |
|             |           | 評価・換算差額等        | △270      |
|             |           | その他有価証券評価差額金    | △270      |
| 資 産 合 計     | 1,980,127 | 純 資 産 合 計       | 1,785,619 |
|             |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 1,980,127 |

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

## 損 益 計 算 書

( 自 2020年10月 1 日 )  
( 至 2021年 9 月30日 )

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |
|-----------------------|---------|
| 営 業 収 益               | 224,355 |
| 営 業 費 用               | 168,875 |
| 営 業 総 利 益             | 55,480  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 405,022 |
| 営 業 損 失               | 349,541 |
| 営 業 外 収 益             |         |
| 受 取 利 息 配 当 金         | 3,681   |
| 為 替 差 益               | 19,564  |
| 助 成 金 等 収 入           | 143,367 |
| そ の 他                 | 29,495  |
| 経 常 損 失               | 153,432 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       | 153,432 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 290     |
| 当 期 純 損 失             | 153,722 |

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

## 株主資本等変動計算書

(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |         |           |                     |           |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|---------|-----------|---------------------|-----------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |         | 利 益 剰 余 金 |                     |           | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計   |         |             |
| 当 期 首 残 高               | 312,000 | 175,600   | 175,600 | 1,435     | 1,450,597           | 1,452,032 | △0      | 1,939,631   |
| 事業年度中の変動額               |         |           |         |           |                     |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |         |           |                     |           |         |             |
| 当 期 純 損 失               |         |           |         |           | △153,722            | △153,722  |         | △153,722    |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |         |           |                     |           | △19     | △19         |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） |         |           |         |           |                     |           |         |             |
| 事業年度中の変動額合計             | －       | －         | －       | －         | △153,722            | △153,722  | △19     | △153,741    |
| 当 期 末 残 高               | 312,000 | 175,600   | 175,600 | 1,435     | 1,296,875           | 1,298,310 | △19     | 1,785,890   |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |         |                | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|---------|----------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高               | △437             | －       | △437           | 1,939,194 |
| 事業年度中の変動額               |                  |         |                |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |         |                |           |
| 当 期 純 損 失               |                  |         |                | △153,722  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  |         |                | △19       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | 166              |         | 166            | 166       |
| 事業年度中の変動額合計             | 166              | －       | 166            | △153,574  |
| 当 期 末 残 高               | △270             | －       | △270           | 1,785,619 |

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....事業年度の末日の市場価格等に基づく時価  
法（評価差額は全部純資産直入法により処  
理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの.....移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法.....時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品.....最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産.....定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物  
附属設備及び構築物については、定額法  
なお、耐用年数及び残存価額については、法  
人税法に規定する方法と同一の基準によっ  
ております。

無形固定資産.....社内における利用可能期間（5年）に基づく  
定額法

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収  
不能見込額を計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

② 賞与引当金.....従業員の賞与の支給に備えるため、賞与の支  
給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を  
計上しております。

③ 退職給付引当金.....従業員の退職給付に備えるため、当事業年度  
末における退職給付債務に基づき、当事業年  
度末において発生していると認められる額を  
計上しております。

#### 4. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。  
また、為替予約については、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。

##### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引  
ヘッジ対象……………営業費用に係わる外貨建債務及び外貨建予定取引  
ヘッジ方針……………為替相場変動リスクを回避する目的で実需の範囲内でのヘッジを行っております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

旅行に関する営業収益及び営業費用は、ツアーの国内帰着をもって損益と認識する帰着日基準により計上しております。

#### 6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### (重要な会計上の見積り)

##### 固定資産の減損

###### (1) 計算書類に計上した金額

固定資産の減損損失……………一千円

###### (2) 見積りの内容に関するその他の情報

当社は、当事業年度において、2期連続営業損失を計上することから、固定資産に減損の兆候を認識しておりますが、事業計画により得られる割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失を計上しておりません。

当該見積りを行う上で、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定については以下の通りです。

国内においては、新たな変異種の流行により再度の緊急事態宣言発令の可能性が有る一方、ワクチン接種率の上昇による経済活動の正常化も進むものと想定されます。そのため、2022年9月期中には概ねコロナ前と同様の国内旅行が可能になると想定しております。

また、海外旅行については、2021年末から2022年前半にいわゆるワクチンパスポートや陰性証明の活用によって再開されるものと想定しております。海外旅行の回復については、2024年9月期には日本からの海外旅行需要がコロナ前（2019年9月期）の90%まで回復していくものと想定しております。

当該仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### (表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、個別注記表に(重要な会計上の見積り)を記載しております。

(貸借対照表関係)

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 23,926千円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債務 | 2,791千円  |

(損益計算書関係)

|           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 関係会社との取引高 | 営業取引      | 35,017千円 |
|           | 営業取引以外の取引 | 1,200千円  |

(株主資本等変動計算書関係)

|                 |      |            |
|-----------------|------|------------|
| 1. 発行済株式        | 普通株式 | 3,690,000株 |
| 2. 自己株式数        | 普通株式 | 26株        |
| 3. 剰余金の配当に関する事項 |      |            |
| 該当事項はありません。     |      |            |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、旅行業を営んでおり、営業収益については、旅行代金の前受金の形で入金されるものが大半であります。事前の入金が前提となることより、無借金経営を継続しております。同時に顧客よりの預り金の性質を有する前受金相当の資金につきましても、価値変動リスクにさらすことを避け、現金及び現金同等物として保有することを基本方針としております。一時的な剰余資金は、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引については、リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(単位：千円)

|                | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額  |
|----------------|-----------|-----------|-----|
| (1) 現金及び預金     | 1,484,922 | 1,484,922 | —   |
| (2) 営業未収入金(純額) | 5,068     | 5,068     | —   |
| (3) 投資有価証券     | 5,789     | 5,789     | —   |
| (4) 敷金保証金      | 40,918    | 41,068    | 149 |
| (5) 営業未払金      | (8,293)   | (8,293)   | —   |
| (6) 未払金        | (8,790)   | (8,790)   | —   |

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産の発生の主な原因

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 繰越欠損金              | 60,112千円  |
| 退職給付引当金損金算入限度額超過額  | 27,622千円  |
| その他                | 789千円     |
| 繰延税金資産小計           | 88,524千円  |
| 繰越欠損金に係る評価性引当金(注)2 | 60,112千円  |
| 将来減算一時差異等に係る評価性引当金 | 28,412千円  |
| 評価性引当額小計(注)1       | △88,524千円 |
| 繰延税金資産合計           | －千円       |

(注) 1. 評価性引当金が45,834千円増加しております。この主な増加の内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金が48,228千円増加し、又、賞与引当金損金算入限度超過額が1,683千円減少したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

|              | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超    | 合計       |
|--------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|----------|
| 税務上の繰越欠損金(a) | －    | －           | －           | －           | －           | 60,112 | 60,112千円 |
| 評価性引当金       | －    | －           | －           | －           | －           | 60,112 | 60,112千円 |
| 繰延税金資産       | －    | －           | －           | －           | －           | －      | －千円      |

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 483円91銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 41円66銭  |

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年11月19日

株式会社ユーラシア旅行社  
取締役会 御中

三優監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 米林喜一  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 川村啓文  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユーラシア旅行社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月29日

株式会社ユーラシア旅行社監査役会

常勤監査役(社外) 高 橋 淑 夫 ㊟

監 査 役(社外) 加 藤 純 二 ㊟

監 査 役(社外) 田 鍋 晋 二 ㊟

以 上

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案 取締役 3 名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 3 名が任期満了となります。つきましては、改めて取締役 3 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )           | 略 歴、当社における地位、担当<br>及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                            | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | 井 上 利 男<br>(1957年 8 月 3 日生)  | 1984年 3 月 株式会社日ソ旅行社入社<br>1986年 2 月 当社設立 代表取締役社長就<br>任 (現任)<br>1995年 8 月 株式会社ユーラシアサービ<br>ス<br>設立<br>代表取締役社長就任 (現任)                                 | 1,949,100株        |
| 2          | 杉 浦 康 晴<br>(1971年 5 月 13 日生) | 2003年 3 月 新日本監査法人 (現EY新日本有<br>限責任監査法人) 入所<br>2008年 9 月 杉浦康晴会計士補事務所設立<br>2018年 4 月 公認会計士登録<br>2019年 12 月 当社取締役管理部長就任 (現<br>任)                      | 一株                |
| 3          | 河 井 良 成<br>(1963年 7 月 22 日生) | 1986年 4 月 富士銀行入行<br>1999年 7 月 ドイチェ証券入社<br>1999年 12 月 当社取締役就任 (現任)<br>2006年 9 月 U B S 証券会社入社<br>2008年 6 月 株式会社ヘキサゴンキャピ<br>タルパートナーズ代表取締役就<br>任 (現任) | 3,000株            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 井上利男氏は、会社法第 2 条第 4 号の 2 に定める親会社等であります。
3. 河井良成氏は社外取締役候補者であります。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって 22 年となります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の金融業界及び会社経営で培われた見識をもって、経営の客観性や独立性確保のために独立した立場から、取締役に於いて適宜助言、提言等を行っていただくことを期待したためであります。
4. 河井良成氏は、当社の子会社である株式会社ユーラシアサービスの非業務執行取締役であります。
5. 社外取締役の選任にあたっては、その独立性を担保するため、東京証券取引所「上場

管理等に関するガイドライン」における独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

6. 当社は、河井良成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立委員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

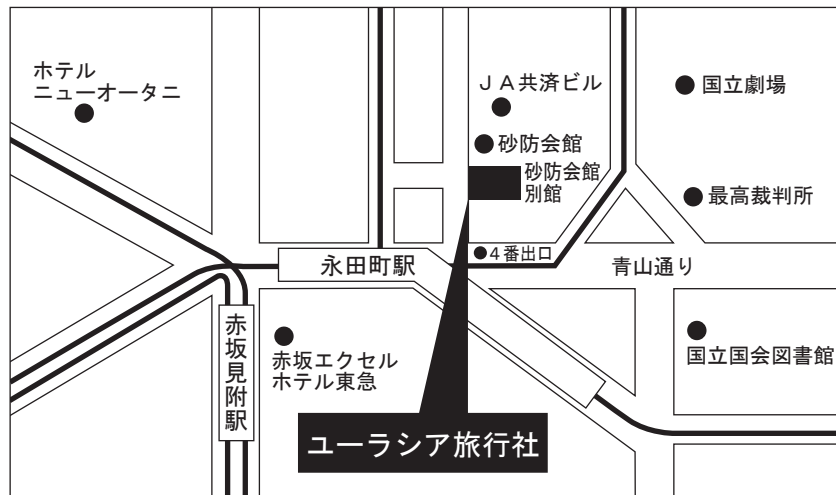
メ 毛

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary school handwriting practice paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

メ 毛

[illegible]

## 定時株主総会会場案内図



- 交通：東京メトロ有楽町線／半蔵門線／南北線「永田町」駅  
4番出口徒歩1分
- 東京メトロ銀座線／丸ノ内線「赤坂見附」駅徒歩5分

場 所 東京都千代田区平河町二丁目7番4号  
砂防会館別館  
3階会議室 立山